

王子駅周辺エリアプラットフォーム 規約

(名称)

第1条 本会の名称を、王子駅周辺エリアプラットフォーム（以下、プラットフォームという。）と称する。

(目的)

第2条 プラットフォームは、王子駅周辺における身近な都市空間のあるべき姿や使い方に関する活動を通じて多様な主体が連携し、まちの価値や魅力を創出することを目的とする。

(活動内容)

第3条 プラットフォームは、次に掲げる活動を行う。

- (1) 未来ビジョンの策定及び普及
- (2) パブリックスペース等を活用した取り組み
- (3) 王子駅周辺のまちづくりに関する情報共有及び意見交換
- (4) その他、目的を達成するために必要なこと

(会員)

第4条 プラットフォームは、本規約に賛同する以下の会員により構成する。

- (1) まちづくりに関わる個人、団体、企業等
- (2) 専門人材
- (3) 行政機関
- (4) その他、幹事会が認める者

(幹事)

第5条

- (1) プラットフォームに以下の幹事を置く。
 - ア 代表幹事 1名
 - イ 幹事 若干名
- (2) 代表幹事はプラットフォームを代表し、幹事の互選により選任する。
- (3) 幹事は第3条の活動を立案・推進し、活動全般の円滑な進展を主導する。
- (4) 代表幹事及び幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。

(総会)

第6条 総会は会員をもって構成する。

2 総会は以下の事項について決議する。

- (1) 幹事の選任及び解任
- (2) 部会の設置
- (3) 未来ビジョンの決定
- (4) 規約の変更

(幹事会)

第7条 幹事会は代表幹事及び幹事をもって構成する。

2 幹事会は以下の事項について決議する。

- (1) 第3条の活動に関する事
- (2) 会員の入会及び退会に関する事
- (3) その他、プラットフォームの運営及び目的達成のために必要な事

(部会)

第8条 第3条の活動を行うため、部会を設置することができる。

2 部会で実施する内容、構成その他の運営に必要な事項は、幹事会が定める。

(事務局)

第9条 プラットフォームの事務局は、北区拠点まちづくり担当課に置く。